

障がい理由とする差別の解消に向けた

思いやりの環境づくり支援(合理的配慮支援)事業のご案内 (点字メニュー・折り畳み式スロープの購入など)

つくばみらい市では、障がいのある人もない人も隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、事業者や地域の団体が障がいのある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成します。

1. 制度を利用できる事業者等

- ・事業者
- ・自治会などの地域の団体

2. 補助の対象となるものと内容

合理的配慮が必要となる以下のもの



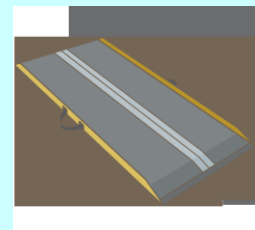
コミュニケーションツールの作成 (上限1万円)

(例)
点字メニュー
チラシの音訳
コミュニケーションボード
など



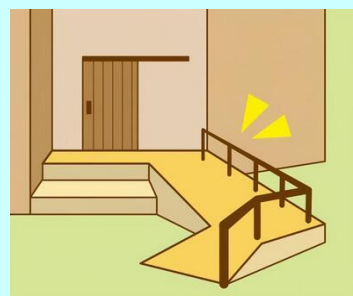
物品の購入 (上限5万円)

(例)
筆談ボード
折り畳み式スロープ
など



工事施工費 (上限20万円)

(例)
スロープの設置
手すりの設置
など



3. 制度利用の流れ

① 相談・申請

事業者は、実施したい内容を市に相談の上、申請してください。



② 決定

申請書類を確認の上、市が決定通知書を申請者に送付します。



③ 実施

申請者は、決定に基づき申請内容の実施をしてください。



④ 助成金の請求

申請内容を実施後、領収証を添付して実績報告・助成金の申請をしてください。



⑤ 助成金額の確定、交付

助成金額の確定、通知後、交付を行います。



【問合せ先】

つくばみらい市 社会福祉課 障がい福祉係
TEL 0297-58-2111(内4101~4103)